

長期継続契約対象業務

令和 6 年度

委託 第 32 号

下田公園野球場等植栽管理業務委託

特記仕様書

おいらせ町 西後谷地 外 地内

お い ら せ 町

## 1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、公園・緑地維持管理研究会「公園・緑地の維持管理と積算」に準拠するほか、特記仕様書及び業務委託契約書に基づき実施しなければならない。

## 2. 履行期限

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

## 3. 業務場所

- ①下田公園野球場周辺（別紙箇所図による）
- ②下田公園多目的グランド周辺（別紙箇所図による）
- ③下田公園テニスコート周辺（別紙箇所図による）

## 4. 業務概要

業務の内容は別紙のとおりとする。

なお、本業務の実施により発生する刈草・落葉等の処分については、受注者の責任において公園外に搬出・処分することとする。（※一部を除く）

## 5. 使用機械器具等

本業務で使用する機械器具等は受注者の負担とする。

ただし、業務の実施に伴い必要となる、電気及び水道については公園内のものを使用してよい。

## 6. 業務の注意点

本業務の実施にあたっては、来園者が安全・快適に利用できるよう安全に十分注意し、効率的かつ迅速に作業を行うものとする。

また、監督職員及び公園管理人と綿密な連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。

## 7. 提出書類

- ①業務着手届け（業務着手後速やかに）
- ②現場担当者通知書（業務着手時）
- ③業務工程表（契約締結後14日以内）
- ④履行報告書（毎月1回、翌月の14日まで）
- ⑤事故報告書（事故発生時）
- ⑥業務完了届け（業務完了の日から5日以内）
- ⑦出来形管理表（業務完了の日から5日以内及び必要な都度）
- ⑧業務写真帳（業務完了の日から5日以内及び必要な都度）
- ⑨その他、監督職員が必要と認める書類

## 8. 契約代金支払

本業務の契約代金の支払いは四半期ごとの年4回払いとする。

## 9. その他

### 1) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降におい

て、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等(以下「最低賃金等」という。)の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

## 2) 疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。